

亶理町公共下水道事業経営戦略

令和5年3月

宮城県亶理町

亘理町公共下水道事業経営戦略

団 体 名：亘理町

事 業 名：亘理町公共下水道事業

策 定 日：令和5年3月

計 画 期 間：令和4年度～令和13年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成3年2月1日 (32年経過)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	全部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	27.8人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有 阿武隈川下流流域下水道
処 理 区 数	5処理区 (第1処理分区【亘理地区】、第2処理分区【逢隈地区】、第3処理分区【荒浜地区】、第4処理分区【中央工業団地】、 第5処理分区【吉田地区】)		
処 理 場 数	阿武隈川下流流域下水道により広域的に処理しているため処理場は無い		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	当初認可取得時から阿武隈川下流流域下水道に接続しており、汚水処理はすでに広域化・共同化・最適化されている状況である。 また、平成30年度より、県が主導して阿武隈川下流流域下水道に接続する市町で広域化・共同化に関する勉強会が行われており、更なる広域化・ 共同化・最適化を検討している。		

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の
概 要 ・ 考 え 方

区分	排出污水量	金額(税抜/円)
基本使用料	10㎥まで	1,550円
超過使用料	10㎥を超え 20㎥まで	1㎥につき 170円
	20㎥を超え 50㎥まで	1㎥につき 175円
	50㎥を超え 200㎥まで	1㎥につき 200円
	200㎥を超え 1,000㎥まで	1㎥につき 215円
	1,000㎥を 超えるもの	1㎥につき 225円

業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系と同じ					
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系と同じ					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令 和 元 年 度	3,510 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令 和 元 年 度	3,866	円
	令 和 2 年 度	3,575 円		令 和 2 年 度	3,930	円
	令 和 3 年 度	3,575 円		令 和 3 年 度	3,932	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	○公共下水道会計支出職員数 5名（管理職1名、事務職員2名、技術職員2名） ○上下水道課全体数 上下水道課職員11名（管理職3名、事務職員3名、技術職員5名）
事 業 運 営 組 織	上下水道課は、庶務班と施設班の二班で構成されており、水道事業（水道事業会計）、下水道事業（公共下水道事業会計）、浄化槽事業（一般会計）を行っている。 水道事業、下水道事業は平成18年の機構改革により、それまで別々の課が統合された。 公共下水道事業会計は令和2年4月1日より地方公営企業法の全部適用を行った。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	下水道管渠の清掃、マンホールポンプの点検や清掃、雨水ポンプ場の機械設備点検、雨水ポンプ場の建物管理、流域下水道接続点水質検査など、一部業務委託を実施している。 下水道使用料は、徴収業務を水道事業に委託している。委託先の水道事業は令和4年度から民間業者に料金関連等業務を委託している。
	イ 指定管理者制度	現在の一部業務委託を継続する予定のため、実施予定無し。
	ウ PPP・PFI	現在の一部業務委託を継続する予定のため、実施予定無し。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	阿武隈川下流流域下水道で污水处理が行われているため、該当無し。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	下水道施設における占用料の徴収を行っている。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

ほとんどの項目で類似団体平均より良い状況であるため、経営状況は比較的良好であると推察する。 経費回収率は類似団体と比較しても特に良い状況であり、100%を超えていることから、下水道使用料で污水处理費用を賄えていることがわかる。 現在比較的良好であるといっても、人口減少や節水器具による汚水量の低下など、下水道を取り巻く状況は明るいとは言い難い状況であるため、今後も経費の節減、普及率・水洗化率の向上に取り組む必要がある。 詳細は別紙『経営比較分析表』を参照。
--

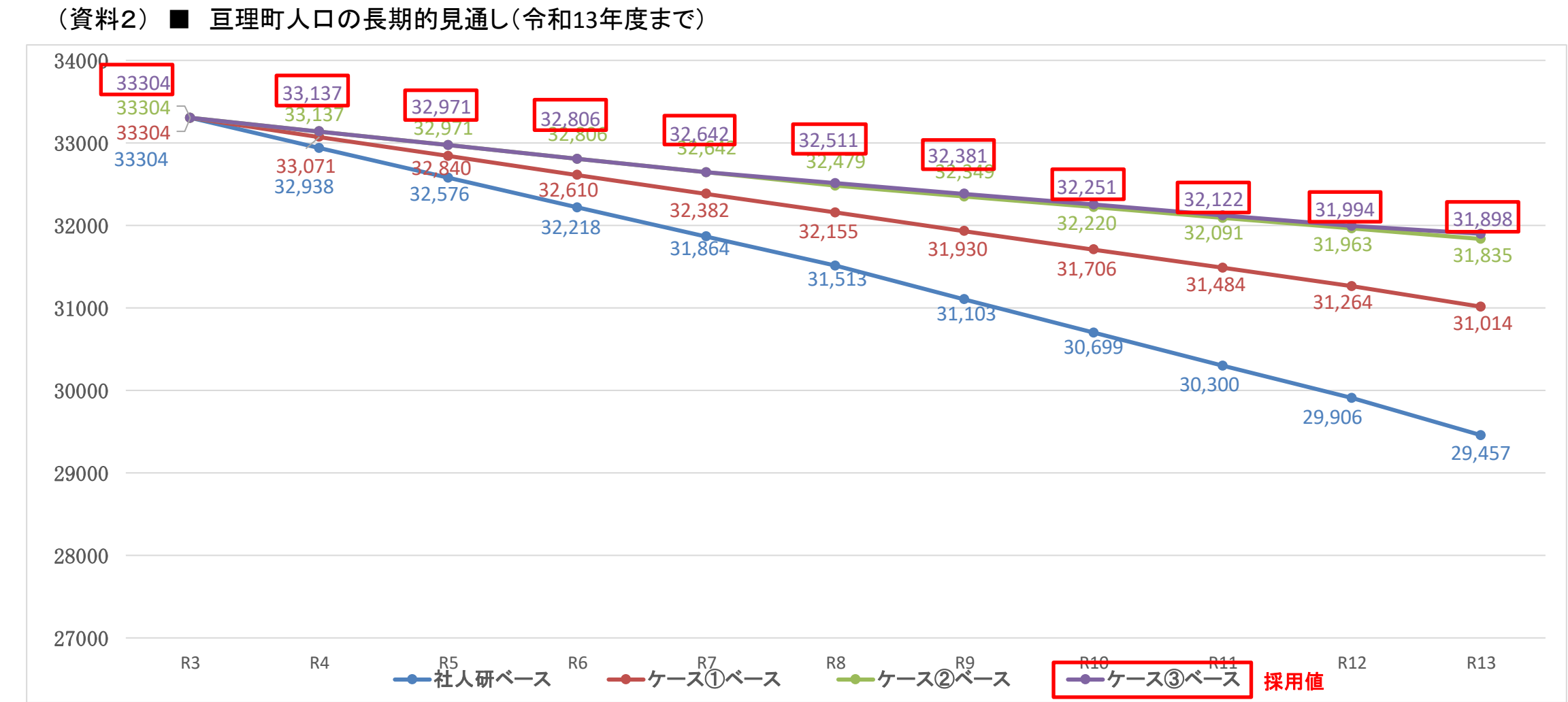
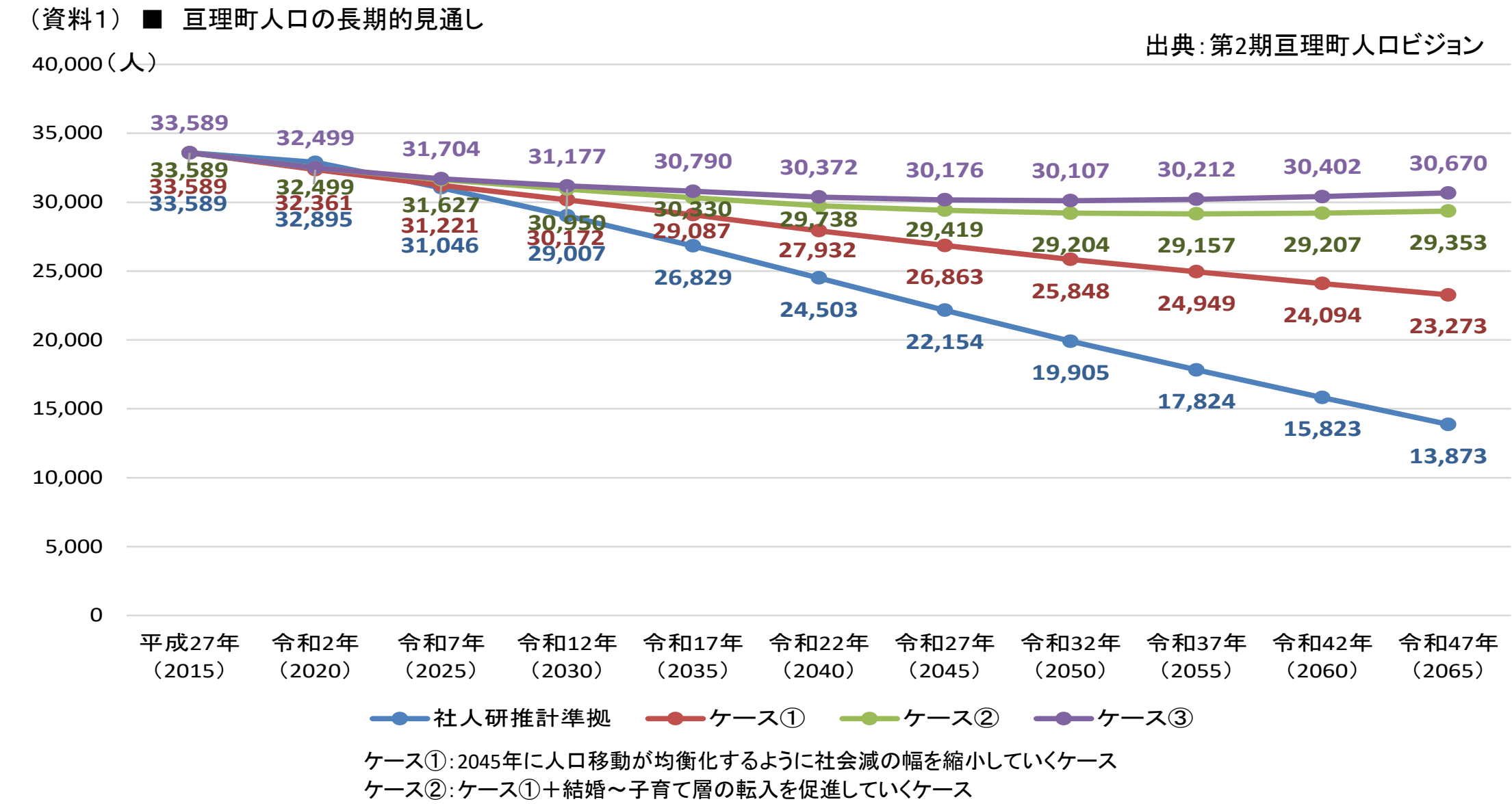
定量的な業績指標及び目標年限の設定

項目	指標名	目標数値東			望ましい 方 向
		令和3年度	令和8年度	令和13年度	
経営の健全性	基準外繰入金(千円)	43,628	1,128	1,128	
	経常収支比率(%)	128.54	130.00	130.00	
	流動比率(%)	41.08	50.50	70.00	
	企業債残高対事業規模比率(%)	1777.00	1303.60	1110.96	
経営の効率性	経費回収率(%)	126.18	130.00	130.00	
	污水处理原価(円/㎡)	141.65	138.52	138.52	
	施設利用率(%)	-	-	-	
	水洗化率(%)	90.83	92.00	93.00	

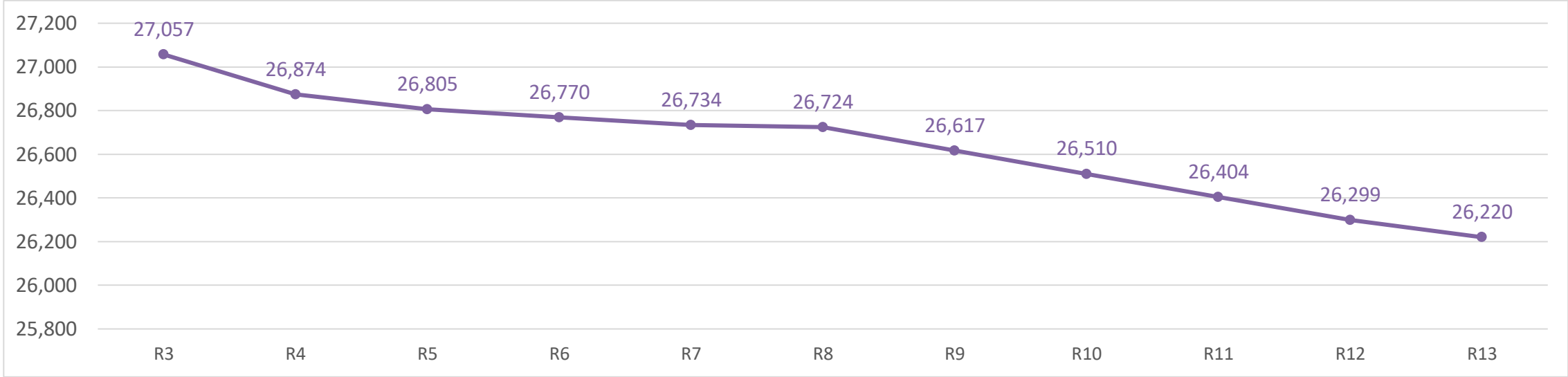
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内の人口については、『第2期亶理町人口ビジョン』(以下、人口ビジョンという。)を参考に予測を行った。(資料1)
人口ビジョンは町内の人口を表しているものであるため、純粋な処理人口とは異なる。そのため、人口ビジョンの人口に普及率を乗じたものを処理人口として整理することとした。
前述の人口ビジョンを元に令和13年度までの処理区域内人口の予測を行ったのが資料2である。社人研準拠、ケース①～③と人口推計が示されているが、当該戦略を策定している段階で、どのケースよりも本町の人口は上回っている。また、昨今は亶理、逢隈地区に戸建住宅の建築が見られることから、当該戦略の策定期間の人口減少幅は小さいものとする。そのため、当該計画における人口については、最も減少幅の少ないケース③を元に人口減少率を算定し、R3年度末人口にその減少率を乗じて算定することとした。
その数値に下水道普及率を乗じたものが資料3である。現在の全体計画では、普及率は82.2%が最大値である。処理区域内人口はR7の概成までは増加するが下水道区域の増加よりも人口減少が上回るため、わずかに減っていき、普及率が最大になると減少幅が大きくなっていく。



（資料3） ■ 処理区域内の人口予測



（2）有収水量の予測

本町の有収率は令和3年度決算で97.99%となっており、令和元年度全国平均の79.9%と比較すると格段に高い。
有収率は、排出された汚水のうち使用料徴収の対象となる汚水がどれだけ占めているかを表すものである。本町の割合からすると、排出汚水のほとんどが使用料徴収の対象となっており、下水道管への雨水や地下水等の流入が少ないことを表している。同時に管渠の健全率が高いということも表している。
これらのことから、本町の有収水量は当該計画の策定期間においては、現状の高い水準を保つことが可能であると考ええる。

（3）使用料収入の見通し

本町の下水道使用料収入は、下水道区域の拡大に伴い毎年増加している。
使用料収入は、下水道区域の概成を予定している令和7年度までは増加し、その後3年程度も緩やかな増加を見込んでいる。これは下水道への接続が完了後3年程度は続くと考えられるためである。
その後は、人口の減少とともに減少していくものと考えられる。（詳細な見通しは後述する投資、財政計画に記載）

（4）施設の見通し

本町の污水管において、最も古いものは昭和52年施工の陶管である。また、公共下水道事業の供用開始が最も早い第一処理分区（亘理地区）は設置後約40年が経過している。これらの管渠についてはストックマネジメント計画による年次計画で改築更新を実施している。
それ以外の第二～第五処理分区については、平成9年度以前の管路の耐震化を図る。
荒浜雨水ポンプ場については、昭和54年4月の供用開始後42年の年月が経過している。東日本大震災の津波被害により、一部の施設は災害復旧の対象となり改修が実施されている。それ以外の施設については、ストックマネジメント計画による年次計画で改築更新を実施しており、R5Iには3号ポンプの改修を予定している。
どの施設も、ライフラインの機能を常に維持できるよう定期的な点検や必要に応じた整備を実施している。

（5）組織の見通し

先に記載した③組織の事業運営組織が当該計画の策定年次は維持される見通しである。

3. 経営の基本方針

『子供たちに贈る大きな遺産 下水道』
水は人々の生活の中で、生活用水や工場用水として、いろいろな形で利用されている。しかし、こうして役立った水も、そのまま汚水として河川に流してしまうとたちまち水質が汚染され、美しい自然や大切な生活環境を破壊し、今の水準の生活を送ることが困難になる。
今の世代が快適な生活を送れているとすれば、それは先人たちの努力によるもので、私たちはその流れを、次世代に引き継がなければならない。
下水道を維持することは快適な生活だけでなく、美しい自然環境の保護にも通じる事業である。

この事業を行うに当たって、以下の点に留意して事業を進める。

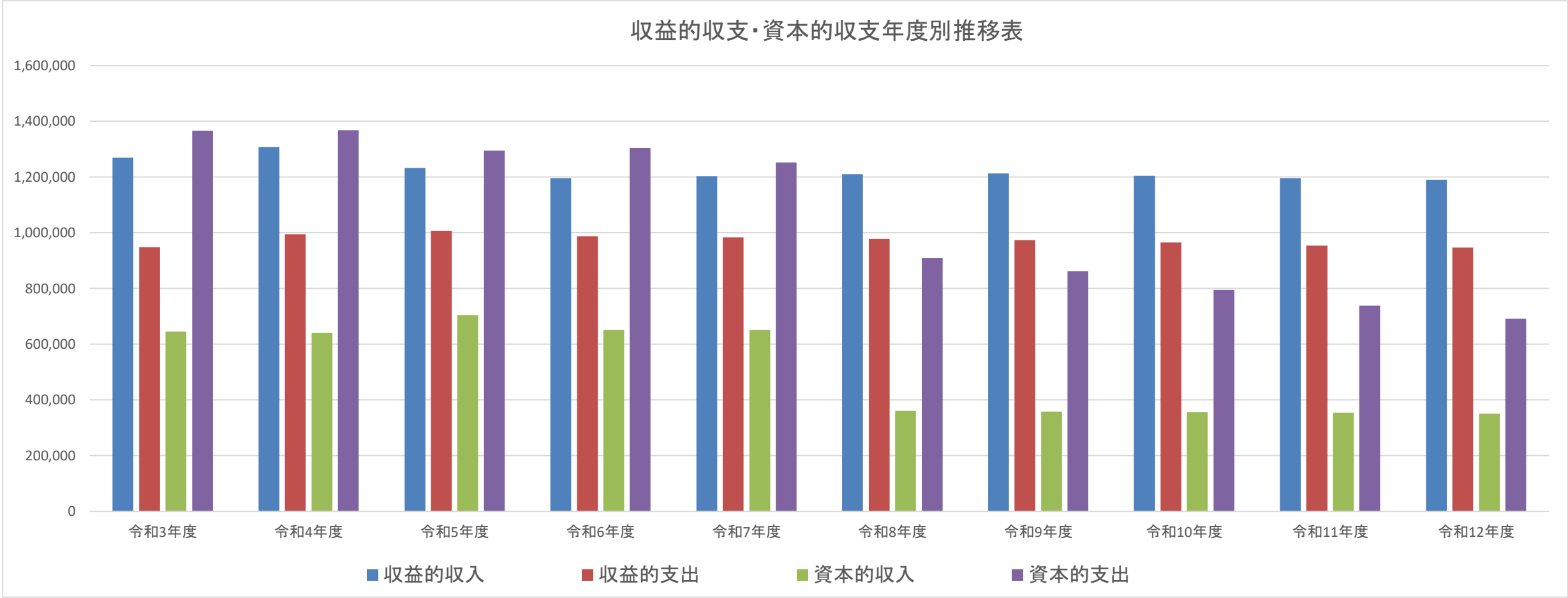
『安定した経営』
下水道はライフラインであり、快適な生活を送るために欠かせないものであることから、安定した事業でなければならない。
そのためには、経営状態の安定が必要と考える。
安定した経営を行えるよう、経営比較分析表を基にした、経常収支比率、経費回収率を確認してできる限り指標以上になるよう検討する。
また、下水道使用料についても適正な額かどうか検討を重ね、赤字決算にならないようバランスのとれた収支計画を策定し、一般会計からの基準外繰入の減少に努めたい。
なお、経営比較分析表に基づいた検証は毎年度行い、下水道使用料の適正化については、まずは令和7年度、それ以降は5年毎に検証を行う。

『継続的な投資』
ライフラインである以上、天災や予期せぬ事故が起きない限り、使えない期間を作るべきではない。
そのためには、適切な施設の維持が必要と考える。
維持管理の徹底、ストックマネジメントによる更新施設の平準化、効率的な下水道施設の整備を実施していきたい。
また、投資に必要な財源について既存の収益構造だけでなく、新たな収益の確保を検討していきたい。

『職員のスキルアップ』
事業を行うのは人であり、人の能力が伴わなければ経営も投資も不安定なものになってしまう。
そのためには事業を実施する職員のスキルアップは欠かせないものとする。
積極的な研修会への参加や先進事例の検証、視察などを通じてコスト意識や経営手腕を磨き、下水道事業の運営を円滑に進められるよう努力したいと考える。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり



(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	安定と継続の両立を目指した投資
【未普及解消】 令和7年度の概成に向け、未整備地区の管渠整備を行う。概成すれば新設管渠の整備費が減少するため、投資額の抑制が図られる。 【ストックマネジメントによる管渠等の改築更新】 現在、整備年度の古いマンホール蓋や管渠等の改築更新をストックマネジメント計画を策定しながら進めているため、国庫補助を得ながらの更新が可能である。また、同計画により、事業費の平準化が図られている。 【ストックマネジメントによる雨水ポンプ場の改築更新】 荒浜雨水ポンプ場の改築更新もストックマネジメント計画を策定しながら進めているため、国庫補助を得ながらの更新が可能である。また、同計画により、事業費の平準化が図られている。 【その他の施設】 上記以外の施設についても、対応年数や状態を確認しながら必要な投資を検討する。		

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	国庫補助金の活用や支出の平準化、新規起債の抑制による安定と継続の確立
【交付金事業の活用】 できる限り交付金事業を活用することで、負担を軽減し、安定と継続を見据えた財源の確保を行う。 【使用料収入の見通し】 本町の使用料収入は、供用開始区域の拡大や高い水洗化率のため、今後も増加すると推測できる。経費回収率も100%超の維持が期待でき、使用料単価は現在設定している単価を超えているため、当面の間は使用料の上方改訂を行う必要はないと考える。 【企業債】 償還額が新規起債額を上回っているため、企業債残高は年々減少傾向である。今後は資本費平準化債の借入額を調整して、新規起債発行額を抑制し更なる企業債残高の減少に努めたい。 【一般会計繰入金】 下水道事業は使用料収入だけでは厳しく、一般会計からの繰入金を活用しなければならない。支出の見直しを図り、基準外繰入の減少に努めたい。 【資産の有効活用】 使用料収入や繰入金など既存の収入構造だけでなく、未利用資産の活用や占用料の徴収など、新たな収益を検討する。		

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【民間活力の活用】 水道事業が令和4年4月から料金徴収業務等を民間委託したため、民間活力の活用を行っており、過年度下水道使用料の収入は増加する予定である。また、令和7年度をめどに受益者負担金の徴収を水道事業が民間委託した業者に一元化することで、徴収率の向上を図りたい。 【職員給与】 下水道事業の運営に必要最低限の人数で現在の業務を行っているため、人件費の抑制は難しいと考える。 【動力費、修繕費、委託料などの必要経費】 必要な施設を維持するため、削れない費用である。そのため、常に適切な額であるかをチェックし、無駄を省くことが抑制につながると考える。		
---	--	--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	宮城県が主となり、県南地域の市町で勉強会を重ね、広域化・共同化が可能な事項を検討している。 令和4年度には、県が広域化・共同化実施計画書を作成し、さらに広域化・共同化を検討していく。 令和5年度以降、実施計画に基づいた様々なメニューが開始されるため、検討会等に参加を続け、経費削減を模索していく。
投資の平準化に関する事項	今後も必要に応じてストックマネジメント計画を策定し投資の平準化を図っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資におけるPPP民間活力の活用については、現時点では検討する段階まで進んでいない。 今後、施設の維持管理や建設・改良事業に民間活力を活用できるか検討していく。
その他の取組	上記以外の事項・取り組みについては、今後の経営状況を鑑みて、必要に応じて検討を行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在の使用料については、平成19年から適用されている。経営比較分析表の経費回収率で見ると、100%を超えているため、適切な料金水準であると考えられ、すぐに料金の値上げを行う状況ではない。 また、本町は令和7年度まで下水道区域が拡張するため、現在の接続状況を考えると、使用料収入は増加していくと考えられる。 しかし、当面は増加するが、前述した人口予測から推測すると、使用料収入も減少していくと考えられる。 使用料収入は下水道事業の根幹であることから、常に注視して適切な金額を維持するため、定期的に経費回収率を主とした分析を実施して、現在の使用料が適切かどうか確認作業を行っていく。 また、令和7年度、令和12年度の5年毎に経費回収率が100%を割り込むことがないよう確認作業を行い、80%を割り込む危険性がある場合は料金改定を実施するための作業を行う。
資産活用による収入増加の取組について	下水道事業で所管する土地については、看板設置や駐車場等使用などの有償貸与が可能な土地かどうか随時把握し、積極的な活用を検討していく。土地以外については、収益化できる方法がないか随時検討を重ねる。(占有物件、有休資産の有無)
その他の取組	上記以外の事項・取り組みについては、今後の経営状況を鑑みて、必要に応じて検討を行っていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	令和4年度には、県が広域化・共同化実施計画書を作成し、さらに広域化・共同化を検討していく。 令和5年度以降、実施計画に基づいた様々なメニューが開始されるため、検討会等に参加を続け、経費削減を模索していく。
職員給与費に関する事項	地方公営企業法の全部適用を行っているが、人事、給与については町の条例・例規に準じているため、独自の体系を有していないが、人事、給与担当課と連携し適切な費用を計上していきたい。
動力費に関する事項	ライフラインのため安定した稼働が必要であるため、実績を踏まえた適切な費用を計上していきたい。
薬品費に関する事項	本町は、汚水処理を県の施設である県南浄化センターで行っているため、本町単独での薬品の購入は行っていない。
修繕費に関する事項	ライフラインであることから、修繕が必要な部分は早期に対応し、重大な機能不全を起こさないよう適切な費用を計上する。また、突発的な災害等により急遽修繕が必要になった場合には、早期に復旧させるため、適切な費用を見込んでおく。
委託費に関する事項	ライフラインであることから、下水道施設の点検・管理委託については重大な機能不全を起こさないよう実績に基づいた適切な費用を計上する。また、突発的な災害等により急遽点検等が必要になる場合に備え、適切な費用を見込んでおく。
その他の取組	上記以外の事項・取り組みについては、今後の経営状況を鑑みて、必要に応じて検討を行っていく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	当該戦略については、5年経過後の令和9年度に見直しを行い、実情の則したもののヘブラッシュアップを行う。 また、実情と大きな乖離が生じた場合、随時見直しを行う。
---------------------	--

経営比較分析表（令和3年度決算）

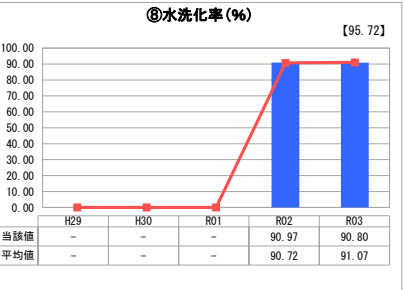
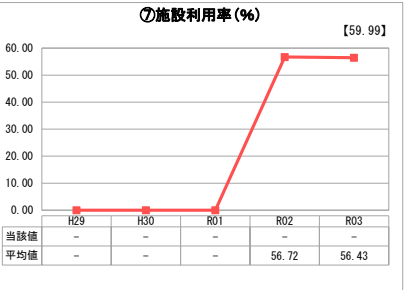
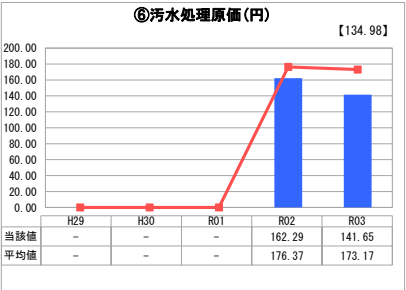
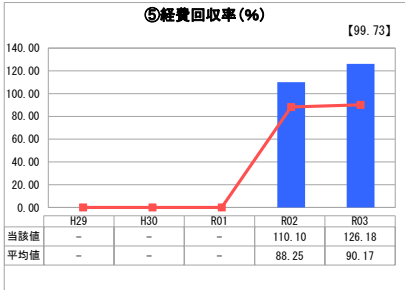
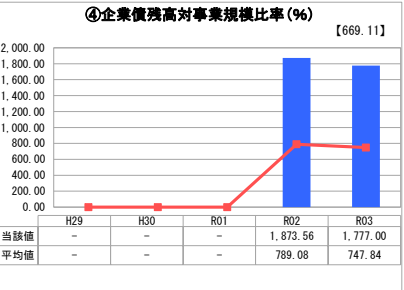
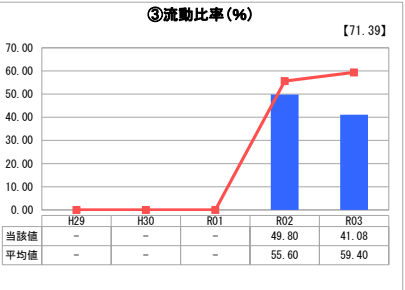
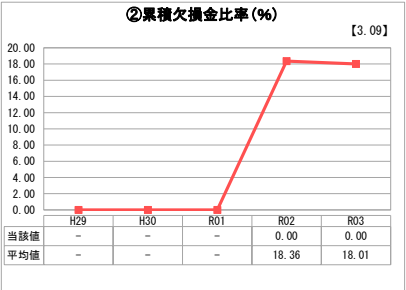
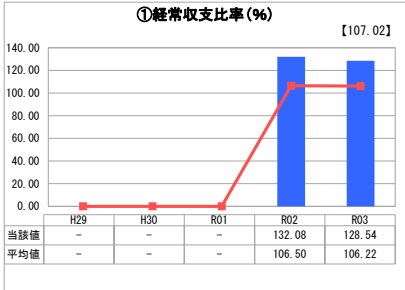
宮城県 亶理町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	57.85	81.24	97.99	3,575

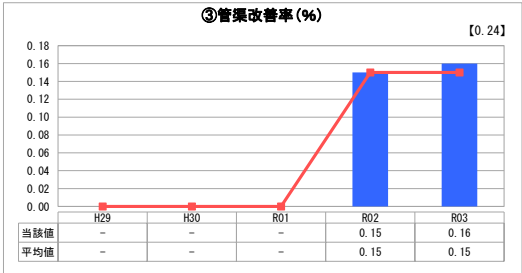
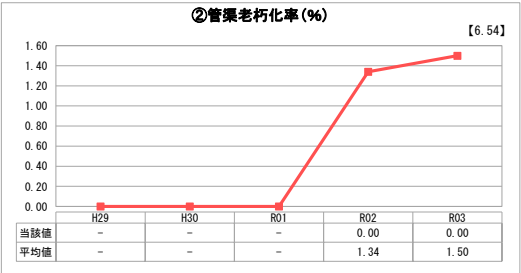
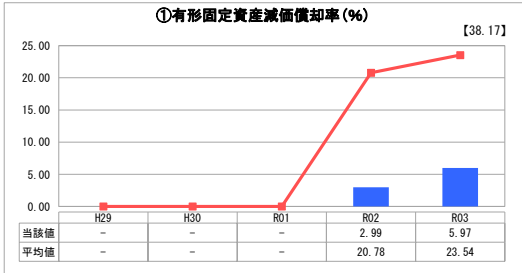
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
33,419	73.60	454.06
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
27,057	9.73	2,780.78

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和2年4月1日より法適化したため、令和1年度以前の数値はない。
①は単年度数値が黒字であり、類似団体と比較しても高い状況である。
②は欠損金がない状況を表している。
③は短期的債務に対する支払い能力の数値であるが、単年度負債に対応する資金化できる資産が少ないことを表している。3年度の決算では、年度内の建設改良費の支払いや、起債の償還のために一時的に流動比率が低下したが、今後は現金の増加と負債の減少により、ゆっくりと改善していくと考えられる。
④は使用料収入に対する企業債残高の割合だが、これは拡張事業を行っている以上やむを得ないと考えられ、令和7年度に拡張事業が完了予定であることから今後はゆっくりに減少していくと考えられる。
⑤は使用料で回収すべき経費に対する指標であるが、類似団体と比較しても高い状況である。
⑥は有収水量1mあたりの汚水処理費用を表している。本町は汚水処理を流域下水道で行っているため、本町の努力のみで下がることはないが、流域下水道を運営する宮城県と協議を重ねることで上昇することを抑制していきたい。
⑦は汚水処理能力を表しているが、前述のとおり流域下水道での処理のための、指標がない。
⑧は下水道への接続率を表しているが類似団体平均とほぼ同じ水準である。拡張事業を行っているため、完了までは同水準、その後は上昇していくと考えられる。

2. 老朽化の状況について

本町の下水道事業は平成2年度から開始しているため、比較的新しい状況と考える。そのため、老朽化が著しい資産は少ない。年数が経過するにつれ資産の更新は続くので、ストックマネジメントによる計画的な更新を行い、単年度に負担が集中しないよう注視していく。

全体総括

本年度についても、比較的良好な状態であると考えられる。現状の課題としては、流動比率が低いこと、汚水処理原価が高いことが懸念点であるため、前者は経費を注視して無駄を省き、後者は県と協議しながら動向を注視することで、ゆっくりではあるが改善方向に向かうものと考えている。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

(単位:千円, %)

区 分			年 度	令和3年度 (決 算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	564,820	614,031	551,473	559,138	566,933	574,860	577,516	576,801	576,086	575,373	574,661	
		(1) 料 金 収 入	462,516	440,624	450,865	458,530	466,325	474,252	476,908	476,193	475,478	474,765	474,053	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
		(3) そ の 他	102,304	173,407	100,608	100,608	100,608	100,608	100,608	100,608	100,608	100,608	100,608	
		2. 営 業 外 収 益	704,182	694,125	681,548	637,305	636,114	635,839	635,294	628,591	620,001	614,909	612,572	
		(1) 補 助 金	395,309	376,126	368,862	327,355	327,355	327,355	327,355	327,355	327,355	327,355	327,355	
		他 会 計 補 助 金	395,309	376,126	368,862	327,355	327,355	327,355	327,355	327,355	327,355	327,355	327,355	
		そ の 他 補 助 金												
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	308,642	317,997	312,684	309,948	308,757	308,482	307,937	301,234	292,644	287,552	285,215	
		(3) そ の 他	231	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
収 入 計 (C)			1,269,002	1,308,156	1,233,021	1,196,443	1,203,047	1,210,699	1,212,810	1,205,392	1,196,087	1,190,282	1,187,233	
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	846,395	882,094	902,794	890,173	891,629	892,487	894,211	889,971	883,939	881,435	881,896	
		(1) 職 員 給 与 費	12,341	13,766	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	
		基 本 給 付 費	6,114	6,360	6,559	6,559	6,559	6,559	6,559	6,559	6,559	6,559	6,559	
		退 職 給 付 費												
		そ の 他	6,227	7,406	7,552	7,552	7,552	7,552	7,552	7,552	7,552	7,552	7,552	
		(2) 経 費	226,112	243,918	268,335	258,845	261,606	264,643	267,984	271,659	275,701	280,148	285,039	
		動 力 費	8,995	11,756	14,395	14,395	14,395	14,395	14,395	14,395	14,395	14,395	14,395	
		修 繕 費	16,643	15,100	25,100	27,610	30,371	33,408	36,749	40,424	44,466	48,913	53,804	
		材 料 費	974	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		そ の 他	199,500	216,062	227,840	215,840	215,840	215,840	215,840	215,840	215,840	215,840	215,840	
(3) 減 価 償 却 費	607,942	624,410	620,348	617,217	615,912	613,733	612,116	604,201	594,127	587,176	582,746			
2. 営 業 外 費 用	101,518	112,779	104,901	97,869	91,399	85,447	79,972	74,934	70,299	66,035	62,112			
(1) 支 払 利 息	106,613	96,779	87,901	80,869	74,399	68,447	62,972	57,934	53,299	49,035	45,112			
(2) そ の 他	△ 5,095	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000			
支 出 計 (D)			947,913	994,873	1,007,695	988,042	983,028	977,935	974,183	964,905	954,238	947,470	944,009	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			321,089	313,283	225,326	208,401	220,018	232,765	238,627	240,487	241,849	242,812	243,224	
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)														
特 別 損 益 (F)-(G) (H)														
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			321,089	313,283	225,326	208,401	220,018	232,765	238,627	240,487	241,849	242,812	243,224	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動 資 産 (J)	う ち 未 収 金		377,170	453,169	490,296	490,296	490,296	490,296	490,296	490,296	490,296	490,296	490,296	
	う ち 未 収 金		94,509	67,888	67,888	67,888	67,888	67,888	67,888	67,888	67,888	67,888	67,888	
流 動 負 債 (K)	う ち 建 設 改 良 費 分		918,063	1,007,275	986,067	1,016,529	964,941	915,372	868,276	801,070	744,745	698,040	634,348	
	う ち 一 時 借 入 金		735,819	705,823	670,847	715,704	664,116	614,547	567,451	500,245	443,920	397,215	333,523	
	う ち 未 払 金													
	う ち 未 払 金		168,166	287,310	300,825	300,825	300,825	300,825	300,825	300,825	300,825	300,825	300,825	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			564,820	614,031	551,473	559,138	566,933	574,860	577,516	576,801	576,086	575,373	574,661	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

年 度 区 分			令和3年度 (決 算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入 資本的支出	資本的収入	1. 企業債	364,400	389,700	439,200	399,600	399,600	199,800	199,800	199,800	199,800	199,800	199,800
		うち資本費平準化債	116,700	116,700	139,600	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000
		2. 他会計出資金			48,024	48,024	48,024	48,024	48,024	48,024	48,024	48,024	48,024
		3. 他会計補助金	65,228	72,180	6,302	1,128	1,128	1,128	1,128	1,128	1,128	1,128	
		4. 他会計負担金											
		5. 他会計借入金											
		6. 国（都道府県）補助金	198,387	165,934	199,100	190,000	190,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
		7. 固定資産売却代金											
		8. 工事負担金	17,285	13,574	12,028	12,000	12,000	12,000	9,600	7,200	4,800	2,400	
		9. その他											
	計 (A)	645,300	641,388	704,654	650,752	650,752	360,952	358,552	356,152	353,752	351,352	348,952	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	645,300	641,388	704,654	650,752	650,752	360,952	358,552	356,152	353,752	351,352	348,952	
	資本的支出	1. 建設改良費	638,258	632,106	588,870	588,870	588,870	294,435	294,435	294,435	294,435	294,435	294,435
		うち職員給与費	23,688	25,801	27,241	27,241	27,241	27,241	27,241	27,241	27,241	27,241	27,241
		2. 企業債償還金	728,259	735,820	705,823	715,704	664,116	614,547	567,451	500,245	443,920	397,215	333,523
		3. 他会計長期借入返還金											
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	1,366,517	1,367,926	1,294,693	1,304,574	1,252,986	908,982	861,886	794,680	738,355	691,650	627,958		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			721,217	726,538	590,039	653,822	602,234	548,030	503,334	438,528	384,603	340,298	279,006
補填財源	1. 損益勘定留保資金	322,387	306,413	307,664	307,269	307,155	305,251	304,179	302,967	301,483	299,624	256,191	
	2. 利益剰余金処分別	343,133	367,987	259,560	323,738	272,264	232,779	189,155	125,561	73,120	30,674	12,815	
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	55,697	52,138	22,815	22,815	22,815	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		
	計 (F)	721,217	726,538	590,039	653,822	602,234	548,030	503,334	438,528	384,603	340,298	279,006	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)			8,232,222	7,893,663	7,627,040	7,310,936	7,046,420	6,631,673	6,264,022	5,963,577	5,719,457	5,522,042	5,388,319

(単位:千円)

[illegible]